
第3部

施策一覧

第1章

特許における取組 218

第2章

意匠における取組 223

第3章

商標における取組 225

第4章

審判における取組 227

第5章

多様なユーザーへの支援・施策 230

第6章

人材育成に向けた支援・施策 241

第7章

特許庁における業務改善の取組 244

第8章

グローバルな知的財産環境の整備に向けて 246

第9章

産業財産権制度の見直しについての取組 253

第1章 特許における取組

1. 審査の迅速性を堅持するための取組

(1) 登録調査機関による先行技術文献調査の実施

審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関へ外注することで、先行技術文献調査の質の向上と審査の迅速化の両立を図る施策。

- 2022年度は、先行技術文献調査の総件数14.3万件のうち、7.3万件で英語特許文献検索、1.5万件で中韓語特許文献検索、3千件で独語特許文献検索を実施。
- 登録調査機関の数は、2023年4月1日時点で9機関。うち4機関は、出願人からの依頼を受け、出願済かつ未審査請求の特許出願について先行技術調査を行う特定登録調査機関としても登録。

登録調査機関について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/toroku_chouusa.html

特定登録調査機関制度の利用をお考えの皆様へ



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/tokutei_toroku_202102.html

(2) 早期審査・スーパー早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて通常の審査に比べて早く行う審査。

- 2022年の実績は、1-5-1図及び1-5-2図を参照。
- 2022年の早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均2.3か月。
- 2022年のスーパー早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均0.6か月（DO出願については、平均1.4か月）。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

スーパー早期審査について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/super_souki.html

(3) 特許審査着手見通し時期の提供

特許庁ウェブサイトを通じて、出願人・代理人ごとの審査未着手出願（公開前の出願を除く）の着手見通し時期リストを提供。

特許審査着手見通し時期照会について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/status/search_top.html

2. 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「特許審査に関する品質ポリシー」及び「特許審査の品質管理に関するマニュアル」の下、世界最高品質の特許審査の実現に向けた取組を実施。

- 品質保証として、審査官同士の協議（2022年度は約2.4万件）、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-3図参照）を実施。

特許審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/index.html>

- 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、同委員会において、2022年度の品質管理の実施体制・実施状況について評価。

(2) 情報提供制度

特許出願に係る発明が新規性・進歩性・記載要件などの要件を満たさないことについて、情報提供を広く受け付ける制度（特許法施行規則第13条の2、3）。

- 2022年の実績は、1-5-4図を参照。

情報提供制度について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/johotekyo/index.html>

(3) 審査基準等に関する取組

AIやIoTをはじめとする最先端技術の急速な発展や特許制度の国際的な調和への要請等に応じて、審査基準等の見直しを実施。

- 2022年4月に導入されたマルチマルクレーム制限について、特許庁ウェブサイト等を通じて、制限後の出願状況や補正時等における留意点を周知。

「マルチマルクレーム制限に関する審査基準」の改訂について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei2/multichecker_shinsa.html

(4) 先行技術文献調査のための基盤整備

先行技術文献調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要。

- FI、Fタームの優れた分類項目を国際特許分類（IPC）化することなどを目的に、各国の特許分類の担当者が集う国際会合にて議論。
- AIを活用して、外国特許文献にFI、Fタームを機械的に付与。共通の特許分類を用いて、日本及び外国の特許文献を一括検索可能。

- 2022年度は、約450メイングループのFI分類表を改正し、約20テーマのFタームメンテナンスを実施。

特許分類に関する情報



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/index.html>

(5) AI関連発明の審査に関する取組

AI関連発明について、より効率的かつ高品質な審査を行う環境を整備するために2021年1月に発足された「AI審査支援チーム」は、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携。また、最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有等を実施。

- 2022年度、同支援チームに所属するAI担当官は、審査官からの相談対応等に加えて、審査官向けの研修を実施。

AI関連発明に関する審査環境の整備について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_seibi.html

(6) 面接

審査官と出願人又はその代理人との間において円滑な意思疎通を図ると

ともに、審査を効率化することを目的として、審査請求された出願を対象に面接を実施。

- 2022年は、全1,712件を実施(うち、オンライン面接1,227件、出張面接23件)。

(7)事業戦略対応まとめ審査

複数の知的財産(特許・意匠・商標)を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う施策。

- 2022年は、11件実施(対象とされた特許出願は126件、意匠登録出願は13件、商標登録出願は3件)。

面接について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/index.html>

事業戦略対応まとめ審査について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html

3. 国際的な連携・協力に向けた取組

(1)特許審査ハイウェイ (PPH)

第一庁(出願人が最先に特許出願をした庁)で特許可能と判断された出願について、第一庁とこの取組を実施している第二庁において、簡易な手続での早期審査を可能とする枠組み。これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援。

- 2023年4月時点で、54庁でPPHを実施。我が国特許庁は44庁とPPHを実施。
- PPH申請件数及びPPH実施庁毎に利用可能なPPH種別等は、1-5-6～1-5-7図を参照。

特許審査ハイウェイ (PPH) について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>

(2)特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス)

我が国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、我が国特許庁の審査結果を活用することで、早期の権利取得を可能とする枠組み。

- 2023年3月時点ではブルネイ知的財産庁との間でのみ実施。

特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス) ガイドラインについて



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html

(3)特許の付与円滑化に関する協力 (CPG)

我が国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組み。

- 2023年3月時点ではカンボジア工業科学イノベーション省、ラオス知的財産局との間で実施。

特許の付与円滑化に関する協力 (CPG) について



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>

(4)日米協働調査試行プログラム

日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組。

- 2020年11月1日に2年間の第3期試行プログラムを開始。試行は2年間延長し2024年10月31日まで実施。2022年11月には、申請手続を簡略化する統一申請書を導入。2023年4月時点で35件の申請を受理。

日米協働調査試行プログラムについて



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>

(5)PCT協働調査試行プログラム

一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供する取組。2018年7月1日から2020年6月30日までの2年間、五庁の各庁は年間50件を各庁の上限として申請を受付。我が国特許庁では、75件の申請を受理。

- 2020年7月から2023年6月まで、五庁は、各庁が協働したことによる効果について評価を行い、本格実施の可能性について検討。

PCT協働調査試行プログラム



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/pct_kyoudouchousa_shikou.html

(6)審査官協議・審査実務指導

我が国企業の新興国等へのグローバルな事業展開を支援するため、各国特許庁の審査官との協議、および国際研修指導教官による新興国審査官への研修(審査実務指導)を行う取組。

- 2022年度は、我が国特許庁の審査官計16名がオンラインでの審査官協議に参加。
- 2022年度は、我が国特許庁の延べ24名の国際研修指導教官が計260名のASEAN諸国の審査官に対して研修を提供。国際研修指導教官は、産業財産権人材育成協力事業(JPO/IPR研修等)においても研修を提供。

国際研修指導教官による研修提供



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html

(7)PCT国際出願の国際調査の管轄

我が国特許庁は、国際調査機関として、海外で受理されたPCT国際出願についても国際調査報告を作成できるよう、アジア新興国等を中心に管轄国を拡大。ASEANにおいてPCTに加盟している9か国、米国、インド及び韓国の国民又は居住者によるPCT国際出願に対し、出願人が国際調査機関として我が国特許庁を選択した場合、国際調査報告を作成。

- 2022年6月からは新たにサウジアラビアの管轄を開始。

日本国特許庁によるPCT国際調査・予備審査の管轄拡大



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/pct_isa_ipea.html

4. その他の取組

(1) 標準必須特許に関する取組

標準必須特許のライセンス交渉に関する透明性・予見可能性を高め、特許権者と実施者との間の交渉を円滑化し、紛争の未然防止・早期解決を目的として、2018年4月から「標準必須性に係る判断のための判定制度」の運用を開始するとともに、2018年6月に「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を公表。

標準必須特許ポータルサイト



https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.html

- 2022年度は、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の改訂案について意見募集を実施し、意見を踏まえた上で改訂版を公表。
- 標準必須特許に関する国際シンポジウムを2022年5月19日に開催。
- 2022年度の標準必須性に係る判断のための判定を求める請求件数は2件。

(2) 特許出願技術動向調査

市場創出・拡大が見込まれる最先端技術テーマについて、日本の強み・課題等を特許情報等に基づいて調査。

特許出願技術動向調査



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html>

- 2022年度は、「LiDAR」、「スマート物流」、「ヒト幹細胞関連技術」、「ミリ波帯のMIMO及びアンテナ技術(5Gへの応用を含む分析)」、「カーボンニュートラルに向けた水素・アンモニア技術(製造から利用まで)」を調査。
- 各国・地域における全体的な特許出願動向の調査として「特許マクロ調査」を実施。

(3) グリーン・トランスフォーメーション技術区分表

(Green Transformation Technologies Inventory ; GXTI)

特許庁では、審査官の知見を活用することにより、2022年6月に、グリーン・トランスフォーメーション(GX)技術に関する特許情報を簡単に分析できるよう、GX技術を俯瞰する技術区分表(GXTI)と各技術区分に対応する特許検索式を世界に先駆けて作成・公表。

各企業におけるGXに関する取組のグローバルな発信等にGXTIを用いた特許分析が活用されることを想定。

グリーン・トランスフォーメーション技術区分表(GXTI)



<https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>

- 2023年5月にGXTIに基づく特許情報分析の結果を公表。

第2章 意匠における取組

1. 意匠の早期権利化ニーズに応えるための取組

(1) 早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて通常の審査に比べて早く行う審査。

- 申請件数は1-5-8図を参照。
- 2022年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均1.9か月。
- 実際に模倣品が発生した実施関連の意匠登録出願であって、出願手続に不備のない出願であれば、より一層早期に着手する取組を実施しており、2022年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均0.6か月。

早期審査について



<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/index.html>

(2) 意匠審査スケジュールの公表

意匠登録出願する際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール」を公表。

意匠審査スケジュール



<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/status/ishoto.html>

2. 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「意匠審査に関する品質ポリシー」及び「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」の下、世界最高品質の意匠審査の実現に向けた取組を実施。

- 品質保証として、審査官同士の協議（管理職との協議も含む）、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-9図参照）を実施。
- 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、同委員会において、2022年度の品質管理の実施体制・実施状況について評価。

意匠審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html>

(2) 意匠審査基準等に関する取組

産業構造の変化や出願の動向等を考慮して、意匠審査基準等の見直しを実施。

- 改正意匠法や改訂意匠審査基準に基づき審査及び登録された意匠の中から、画像の用途及び機能の類否判断の参考となるような事例を示した事例集を作成。
- 2022年9月、「画像を含む意匠の関連意匠登録事例集」を公表。
- 2023年3月、法律改正への対応として、期間徒過後の優先権主張の要件に関して、意匠審査基準及び意匠審査便覧を改訂。

画像を含む意匠の関連意匠登録事例集について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kanren_isho.html

3. その他の取組

(1) 意匠制度の普及啓発に関する取組

意匠制度の普及啓発を目的として、様々な取組を実施。

- 2022年4月、クラウドファンディングを活用する方に向けた意匠制度紹介コンテンツとして、「クラウドファンディングと意匠権～クラウドファンディング活用企業による意匠登録事例集～」を公表。
- 2023年1月、INPITのeラーニングサイト「IP ePlat」にて、意匠制度の活用方法が4コマ漫画で分かる初心者向けガイドブック「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」の内容を動画化した教材コンテンツをリリース。
- 令和元年意匠法改正に関する情報を集約した「令和元年意匠法改正特設サイト」において、出願動向や関連資料の情報を随時発信。

クラウドファンディング活用企業による意匠登録事例集



<https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/document/crowdfunding-jirei-20220422.pdf>

IP ePlat教材「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」



https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_coseview.aspx?JoqiTZ22DWEYvYle40bgoaPNpjpOT2h%2b5fe7wg9gAMu0qs6ZLMTsSHCAH2EgHCXG

令和元年意匠法改正特設サイト



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html

(2) 意匠出願動向調査

意匠の出願動向を調査し、それらの調査結果を発信。

- 各国・地域における全体的な意匠出願動向の調査として「意匠マクロ調査」を実施。2022年度は、2017年～2021年に意匠公報が発行された意匠登録や、その他公開情報に基づいて調査。

意匠・商標出願動向調査



https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/isyou_syouthou-houkoku.html#ishou

(3) 意匠公知資料の公開

意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化し、意匠公知資料として整備。

これらの内、利用許諾を得た資料については、企業等の先行意匠調査や意匠権調査及び新たなデザイン開発の参考資料として利用されるよう、J-PlatPat等を通じて広く一般公開。

J-PlatPat



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/d0100>

第3章 商標における取組

1. 商標の早期権利化ニーズに応えるための取組

(1) 商標早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて通常の審査に比べて早く行う審査。

- 2022年の実績は、1-5-10図及び1-5-11図を参照。
- 2022年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均1.9か月。

商標早期審査・早期審理の概要



<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>

(2) ファストトラック審査

対象案件について、出願から約6か月で最初の審査結果通知を行う審査運用。対象案件は機械的に抽出されるため、申請手続及び手数料は不要。なお、審査期間の短縮に伴い、2023年3月をもって本運用は休止。

ファストトラック審査



https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

2. 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「商標審査に関する品質ポリシー」及び「商標審査の品質管理に関するマニュアル」の下、商標審査の質の維持・向上を図るための取組を実施。

- 品質保証として、審査官同士の協議、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-12図参照）を実施。
- 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、同委員会において、2022年度の品質管理の実施体制・実施状況について評価。

商標審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shohyo/index.html>

(2) 商標審査基準等に関する取組

商標審査の的確性と予見性の向上を図るため、商標審査基準等の必要に応じた見直しを実施。

- 法律改正等に対応して、商標審査基準を改訂。
- 審査における取扱いの明確化、及び、法律改正等に対応して、以下の内容で商標審査便覧を新設・改訂。
 - 商標権の回復要件が変更されたことへの対応。

商標審査基準の改訂について



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun-kaitei/index.html>

商標審査便覧の改訂について



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran-kaitei/index.html>

- セントラルアタック後の再出願に係る取扱いの明確化、マドプロ規則等改正への対応、「WTO加盟国によって保護されているぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示リスト」の更新等。

(3) 先行商標調査のための基盤整備

先行商標調査において、商標法に規定する不登録事由(商標法第4条第1項第11号等)に該当する可能性のある商標を漏れなく抽出することは、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要。

「AI×商標：イメージサーチコンペティション」の開催



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-image.html

- 2019年から試験導入中の、AI技術を利用した先行図形商標検索システム(イメージサーチツール)の検索精度向上のため、2021年11月から2022年1月に、特許庁として初の試みである機械学習コンペティションを開催し、広く一般に予測モデルの開発を募集(「AI×商標：イメージサーチコンペティション」)。2023年4月時点で、上位入賞者の予測モデルをイメージサーチツールに搭載し、審査官への試行提供を開始。この活用により商標審査の質の向上に寄与。

3. その他の取組

(1) 地域団体商標制度

地域ブランドをより適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、競争力の強化と地域経済の活性化を目的として、2006年4月に設立。「地域の名称」と「商品(サービス)名」のみからなる商標が、特定の者の商標として全国的な知名度を獲得するに至っていない場合でも、一定の要件を満たせば、商標登録を受けることが可能。

地域団体商標制度



<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/index.html>

- 2023年3月末時点の登録状況は、1-5-13図及び1-5-14図を参照。

第4章

審判における取組

1. 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

(1) 早期審理

拒絶査定不服審判事件について、一定の要件の下で、審判請求人からの申請を受けて通常の審理に比べて早く行う審理。

- 2022年における早期審理の申出件数は特許で208件、意匠で14件、商標で35件。
- 2022年における早期審理の審理期間は特許で平均3.7か月、意匠で平均4.1か月、商標で平均2.7か月。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3soui.html>

(2) 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

- 訂正審判等を請求する際に、これまで必要とされていた通常実施権者の承諾を法改正により不要とし、令和4年4月1日より施行。法改正の対象(通常実施権者の承諾が不要となる手続)は①訂正審判の請求(特・実)、②特許無効審判又は特許異議の申立ての中で行う訂正の請求(特)、③実用新案権の訂正(実)、④特許権、実用新案権及び意匠権の放棄(特、実、意)。商標の放棄は引き続き承諾が必要。

訂正審判等における通常実施権者の承諾要件の廃止に関する制度周知リーフレット



https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/tei_sei_shinpan.pdf

2. 審理内容の充実にに向けた取組

(1) オンライン口頭審理

「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法」(オンライン)によって、当事者等が、審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続を行うもの。

- 2022年度は、56件実施(口頭審理全体の72%)。

オンライン口頭審理・関係資料



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/online-kankeishiryu.html

(2) 巡回審判・出張面接・オンライン面接

地方の企業・大学等が審判事件の当事者である場合、当事者の希望に応じて合議体が全国各地に赴き、巡回審判(無効審判の口頭審理)や、出張面接(審理に関して意思疎通を図るための面接)を実施。新型コロナウイルス感染症の影響で出張が困難な場合は、オンライン面接を活用。

- 2022年は、11件の巡回審判、4件の出張面接を実施。

巡回審判



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/junkai.html

出張面接審理



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shu-betu-kyozetu/tihou_mensetu.html

オンライン面接審理



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/online-mensetsu.html

(3) 審判実務者研究会

審判長・審判官に加えて、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の実務者が一堂に会して、実例に基づき審決及び判決についての研究を行う「審判実務者研究会」をオンライン開催。知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官もオブザーバー参加。

審判実務者研究会報告書



https://www.jpo.go.jp/re-sources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html

- 2022年は、5つの分野（特許4分野及び商標分野）において、それぞれ①一般的な論点と②個別事例を検討し、その結果を取りまとめた報告書を公表。

3. 国際的な連携・協力に向けた取組

(1) 審判部ハイレベル会合・審判専門家会合

各国・地域の知的財産庁との審判分野における相互理解を深めるため、情報交換等の国際協力を推進。

審判分野における国際交流



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-kokusai/index.html

- 2022年は以下の会合等を実施（すべてオンライン）。
- 五庁審判部ハイレベル会合（2022年6月）。
- 第8回日中審判専門家会合（2022年9月）。
- 第9回日中韓審判専門家会合（2022年11月）。
- 欧州連合知的財産庁との意見交換（2023年1月）。

(2) 国際知財司法シンポジウム (JSIP)

知財司法分野における各国間の相互理解を深めることや、ユーザーへ情報提供すること等を目的として開催。

国際知財司法シンポジウム
2022



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2022.html>

- 2022年10月27日～28日、日本にて開催。

4. その他の取組

(1) 証拠の写し等のDVD-Rによる提出

これまで書面（紙）でしか提出できなかった、無効審判等の当事者系審判及び異議申立事件などにおける証拠の写し等を提出する場合に、書面（紙）に代えてDVD-Rに記録した電子データで提出することを可能とするよう省令を改正（2022年11月1日施行）。

審判手続の証拠の写し等のDVD-Rによる提出が可能になりました



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html

- 対象となる審判等は、無効審判、訂正審判、商標登録取消審判及び（特許／商標登録）異議の申立て、これら各審判又は異議の申立てに係る再審並びに判定。
- 証拠の写し等として対象となる書類は、特許法施行規則第50条第2項の「写し」及び「図面」、同条第3項の「証拠説明書」並びに同条第4項の「図面」及び「説明書」。

- 2022年度は、約170件の事件について提出があった（2022年11月～2023年3月）。

(2) 審判制度ハンドブック

日本の審判制度について分かりやすく解説した「特許庁審判制度ハンドブック」を作成・公表。

特許庁審判制度ハンドブック



https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shinpan_gaiyo.pdf

第5章

多様なユーザーへの支援・施策

1. スタートアップへの支援

(1) 知財アクセラレーションプログラム (IPAS)

主に創業期のスタートアップを対象に、ビジネスの専門家と知財専門家からなる知財メンタリングチームを派遣し、スタートアップのビジネスの成長を後押しする知財戦略の構築や知的財産権の取得に向けた支援を行うもの。

IPAS


<https://ipbase.go.jp/ipas/>

- 2022年度は、25社を採択し、5か月間の支援を実施。
- 2023年5月、メンタリングで得た知見を専門家に共有するナレッジシェアプログラムの内容をまとめた『スタートアップを成功に導く～コーチング、企業戦略、事業戦略、資金調達・財務戦略、事業戦略に基づく知財戦略、交渉学～』を発行。

(2) IP BASE

スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」を目指した知財ポータルサイト“IP BASE”にてスタートアップ向け知財情報を発信。具体的には、インタビュー記事、事例集、勉強会などの情報を発信するとともに、知財専門家検索ページを提供。

IP BASE


<https://ipbase.go.jp/>

(3) ベンチャー企業対応スーパー早期審査・面接活用早期審査

スタートアップの「実施関連出願」を対象に、特許審査に関するスタートアップ支援策を実施。

特許審査に関する新たなベンチャー企業支援策を開始します


<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html>

① ベンチャー企業対応面接活用早期審査

一次審査通知前に面接を行うことにより、スタートアップが戦略的に質の高い特許を早期に取得できるもの。

- 2022年は、27件実施。

② ベンチャー企業対応スーパー早期審査

スーパー早期審査のスピードで対応することにより、とにかく早く特許権を取得したいというニーズに応えるもの。

- 2022年は、421件実施。

(4) スタートアップに対する料金の軽減制度

一定の要件を満たすスタートアップの特許出願については、特許庁へ支払う手数料の一部を軽減する制度が利用可能。

- 2022年度の実績は、第5章7. を参照。

中小スタートアップ企業（法人・個人事業主）を対象とした減免措置について（2019年4月1日以降に審査請求をした場合）



https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_04.html

2. 中小企業への支援

(1) 第3次地域知財活性化行動計画

2023年5月、知財分野における地域・中小企業支援に関する2022年度までの「第2次地域知財活性化行動計画」を改定し、特許庁、INPITが自治体等の関係主体と連携して実施する次期行動計画として、2025年度までの3年間の「第3次地域知財活性化行動計画」を策定。本計画に基づき、企業の知財活用の動きを加速させるため、各関係主体が取組を実施。

「第3次地域知財活性化行動計画」を策定しました



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/koudou/keikaku.html>

(2) 企業の海外展開における費用面の支援

① 中小企業に対する外国出願支援

外国での権利化を目指す中小企業に対して外国出願費用を助成。

② 中小企業に対する外国出願の中間手続支援

外国出願支援を受けた中小企業に対して中間手続費用を助成。

③ 中小企業に対する知的財産侵害対策

- 模倣品の調査、模倣品業者への対策費用を助成（模倣品対策支援事業）
- 冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用を助成（防衛型侵害対策事業）
- 海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用を助成（冒認商標無効・取消係争支援事業）

④ 海外における知財係争対策

海外で現地企業から訴訟を提起された場合等、訴訟にかかる費用を担保する保険制度に加入するための保険料を助成。

① 外国出願に要する費用の半額を補助します



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

② 外国出願における中間手続に要する費用の半額を補助します



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikoku_chukan.html

③ 中小企業等海外侵害対策支援事業



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html

④ 海外知財訴訟費用保険に対する補助



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html

(3) 金融機関の取引先企業の価値向上に向けて - 知財金融促進事業 -

金融機関が中小企業の持つ技術力やブランド力等の知的財産を理解し、中小企業の成長に資する経営支援を行っていくために、中小企業の知的財産を踏まえた事業の評価や経営課題に対する解決策をまとめた「知財ビジネス評価書」や「知財ビジネス提案書」を金融機関へ提供。金融機関が知的財産に着目した事業性評価により、融資や企業等のリレーション強化等が促されることに期待。

中小企業の強み・こだわりをもっと知り、成長にむけた提案をしましょう！



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kinyu-katsuyo.html>

(4) IPランドスケープ支援事業

- 2022年度、INPITでは、中堅・中小・スタートアップ企業等を対象に、「IPランドスケープ支援事業」を実施。

IPランドスケープ支援事業



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip/index.html>

- 全5回の公募により当事業が有効に活用されると判断され採択された107件に対し、特許情報分析に加えて市場や事業の分析力を持つ専門家が支援を担い、目的やテーマに応じて市場情報、事業情報、内部情報、知財全般の情報を組み合わせて経営層の意思決定に資する分析情報を提供。

3. 大学等への支援

(1) 知財戦略デザイナー派遣事業

大学への知財専門家(知財戦略デザイナー)派遣を通じ、大学における優れた研究成果の発掘、研究者目線での知財戦略策定等を支援。

知財戦略デザイナー派遣事業



https://www.inpit.go.jp/shien/designer_hakem/index.html

- 2022年度は、知財戦略デザイナー16名を22大学に派遣。

(2) 知的財産プロデューサー派遣事業

競争的な公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣。

知的財産プロデューサー派遣事業



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipdp/index.html>

- 2022年度は、延べ48プロジェクトに派遣。

(3) 産学連携・スタートアップアドバイザー事業

産学連携活動を展開する大学及びパートナー企業に知的財産の専門家を派遣し、両者が推進する産学連携プロジェクトに対し知的財産マネジメントを核とする伴走支援を行い、研究成果の迅速な社会実装を図る「プロジェクト伴走型支援」と、大学等からの産学連携に関する相談を受け付け、課題解決への支援を通して産学連携スタッフのレベルアップを目指す「相談・人材育成型支援」の2つのスキームを実施。

産学連携・スタートアップアドバイザー事業



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/startup/index.html>

- 2022年度は、17大学20プロジェクトに派遣(プロジェクト伴走型支援)。
- 2022年度は、38大学142件の支援を実施(相談・人材育成型支援)。

(4) スタートアップ設立に向けた外国出願支援事業

スタートアップへのライセンス等を通じて研究成果のグローバルな事業化を目指す大学等に対して外国出願等の費用を助成。

スタートアップ設立に向けた外国出願に要する費用の半額を補助します



https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/startup_hojo.html

- 2022年度は、38件の費用補助を実施。

4. 地域における支援体制

(1)各地域における支援施策

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施。

また、各経済産業局等の管轄地域ごとに地域知的財産戦略本部を設置し、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進。

さらに、地域の先導的な知財の取組を支援する「中小企業知的財産支援事業」を実施。

先導的な地域による知財の取組を支援します-「中小企業知的財産支援事業」について-



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/sien_jigy.html

(2)INPIT近畿統括本部 (INPIT-KANSAI)

特許庁及び INPITは、2017年7月に「INPIT近畿統括本部 (INPIT-KANSAI)」をグランフロント大阪(大阪市北区)に開設して以来、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携し、中堅・中小企業等に対して、きめ細かな知財サービスを提供するため、知的財産に関する高度・専門的な支援、出張面接・オンライン面接の場の提供、高度検索用端末による産業財産権情報の提供及び地元自治体や地域の関係機関のネットワークを活用した情報提供、各種セミナーの共同開催及び講師派遣等を実施。

近畿統括本部の支援サービス



<https://www.inpit.go.jp/kinki/>

(3)「知財経営支援ネットワーク」構築に向けた共同宣言

- 知財経営支援のコアである特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)、日本弁理士会と、日本商工会議所による「知財経営支援ネットワーク」を構築するために、2023年3月に、4者で共同宣言を发出。

今後、「知財経営支援ネットワーク」を通じて、地域の中小企業・スタートアップへの知財経営支援を強化・充実化し、地域の「稼ぐ力」の向上を後押し。

特許庁・INPIT及び日本弁理士会は日本商工会議所と連携し、地域の「稼ぐ力」向上に資する知財経営の支援体制を充実化させます!



<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230324001/20230324001.html>

5. 知的財産制度の普及啓発活動

(1)つながる特許庁

特許庁が日本各地を訪問し地域の皆様と直接つながることにより知財を身近に感じていただき、また、地域と全国をつなげることで各地の知財の取組を全国へ発信することを目的として開催。

「つながる特許庁」について



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/tsunagaru-tokkyocho.html>

- 2022年度は、全国6地域でセミナーイベントを開催。開催地域の知財に関する先進的な取組などを、現地からオンライン配信し、全国の中堅・中小企業等に情報提供。

- 2022年度の延べ参加者数は、現地参加739名、オンライン参加1,129名。

(2)知的財産権制度説明会

知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会(初心者向け・実務者向け)」を INPITの学習ツール「IP ePlat」を活用して、オンラインで配信。

知的財産権制度説明会-知的財産権について学べます-



https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminar/chizai_setumeikai.html

- 2022年度は、初心者向け説明会の動画は26,084回、実務者向け説明会の動画は29,980回再生。

(3)産業財産権専門官

地域の中核となる企業や変革期にある中小企業をターゲットにしたハンズオン支援を実施している他、中小企業、金融機関、地方自治体及び支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じた知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を実施。

産業財産権専門官が中小企業の知財活動を応援します



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chitekizaisan/index.html>

- 2022年度は、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局の知的財産室とともに、中小企業等へのハンズオン支援を計277社に対して実施し、地方自治体や支援機関等を対象としたセミナーの講師等を36件実施。

6. 情報提供による支援

(1)特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

特許、実用新案、意匠、商標の公報の検索や経過情報の照会等の機能を有する特許情報提供サービス。2023年3月末時点で、日本や海外で発行された特許等の公報約1億6,000万件を、文献番号、分類情報、キーワード等により検索可能。

J-PlatPat



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

- 2022年度の利用回数は、約1億6,600万回超。
- 2022年度は、検索結果をテキスト形式で出力できる件数の拡大や大量アクセスに対するセキュリティ対策の強化等の改良を実施。

(2)特許情報取得API

2022年1月より、特許庁の保有する特許情報の更なる活用を促進するため、希望者に対し、APIを利用した特許情報の試行提供を開始。特許情報取得APIは、日本国内の特許、意匠、商標の書誌情報や経過情報、拒絶理由通知書等の書類実体等やワン・ポータル・ドシエ情報の経過情報や書類実体等を提供。

APIを利用した特許情報の試行提供



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/data/api-provision.html>

API情報提供サイト



<https://ip-data.jpo.go.jp/pages/top.html>

- 2022年度は、ユーザーニーズに対応して、一定の条件を満たす情報

提供事業者に対するアクセス上限を緩和。

- 2023年度初旬に、意匠、商標及びワン・ポータル・ドシエ情報に関するAPIを提供開始。

(3)外国特許情報サービス (FOPISE)

J-PlatPatでは照会できない ASEAN等の新興国を中心とした海外の特許情報が閲覧できる検索・照会サービス。日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード等により検索することや、文献の内容を機械翻訳された日本語で照会することが可能。

FOPISE



<https://www.foreignsearch2.jpo.go.jp/>

(4)画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)

意匠に係る権利調査の負担の軽減のためのサービス「画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)」を2015年10月1日より提供。

利用者がイメージファイルを入力するだけで、意匠登録になった画像のデザインを調査できるツールで、イメージマッチング技術を用いて、機械的な評価が高い(近い)順に蓄積画像を並べ替えることで、画像の調査をする際の効率を高めることが可能。また、専門的な知識を有する者は、日本意匠分類などによる絞り込みを行うことも可能。

Graphic Image Park



<https://www.jpo.go.jp/support/general/graphics-image.inpit.go.jp/>

(5)特許検索ポータルサイト

先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人からの要望に応えるため、2009年3月に特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始。その後も、寄せられた意見等を受けて、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを提供するなど、内容を充実化。

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新を引き続き行い、更なる利便性の向上を図る予定。

特許検索ポータルサイト



<https://www.jpo.go.jp/support/general/searchportal/index.html>

(6)新興国等知財情報データベース

各国及び地域の知的財産制度に加え、ライセンス実務、模倣品・訴訟対策、誤訳によるトラブル事例等に関する情報も掲載している情報発信ウェブサイト。本データベース内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受付。

新興国等知財情報データベース



<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/>

- 2023年3月末時点で、アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等について3,000件以上の記事を掲載。

(7)特許戦略ポータルサイト

特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっているウェブサイト。特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供。

特許戦略ポータルサイト



<https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyos-enryaku/index.html>

- 2023年3月末時点で、「自己分析用データ」の利用企業は約1,500社。

(8) 開放特許情報データベース

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンスする意思のある特許（開放特許）の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許の情報を提供。

開放特許情報データベース



<https://plidb.inpit.go.jp/>

- 2023年3月末時点で、登録件数は22,844件（うち企業：3,488件、大学・TLO：8,105件、公的研究機関等：10,313件）。

(9) リサーチツール特許データベース

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化して提供。

リサーチツール特許データベース



<https://plidb.inpit.go.jp/research/home>

- 2023年3月末時点で、登録件数は259件（うち企業：6件、大学・TLO：161件、公的研究機関等：91件）。

7. 料金面等における支援

(1) 個人・中小企業・大学等を対象とした特許料・審査請求料の減免措置

個人・中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の減免措置を実施。

2019年4月1日以降に審査請求をした案件の減免制度（新減免制度）について



<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

- 資力を考慮して定められた個人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置の2022年度の実績は以下のとおり。
 - 特許料（第1年分から第3年分）の減免：566件
 - 審査請求料の減免：1,030件
- 中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置の2022年度の実績は以下のとおり。
 - 特許料（第1年分から第3年分）の軽減：18,056件
 - 審査請求料の軽減：26,943件
- 中小スタートアップ企業・小規模企業等（※）に対する特許料・審査請求料の3分の2又は4分の3軽減措置の2022年度の実績は以下のとおり。※福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（4分の3軽減）を含む。
 - 特許料（第1年分から第3年分）の軽減：7,167件
 - 審査請求料の軽減：10,117件
- 大学等の試験研究機関に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置の2022年度の実績は以下のとおり。
 - 特許料（第1年分から第3年分）の軽減：6,616件

- 審査請求料の軽減：8,884件

(2) 中小企業・大学等を対象としたPCT国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金交付措置

特許庁が受理した PCT 国際出願について、中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT 国際出願に係る送付手数料・調査手数料及び予備審査手数料の軽減措置を実施。また、PCT 国際出願に係る手数料のうち、WIPO に対する手数料（国際出願手数料及び取扱手数料）を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置も実施。

国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesur yo/pct_keigen_shinsei.html

国際出願促進交付金の交付申請手続



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesur yo/pct_kofu_shinsei.html

- 中小企業等 に対する PCT 国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置の 2022 年度の実績は以下のとおり。
 - 送付手数料・調査手数料の軽減：1,898 件
 - 予備審査手数料の軽減：82 件
 - 国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,891 件
- 中小スタートアップ企業・小規模企業等（※）に対する PCT 国際出願に係る手数料の 3 分の 2 又は 4 分の 3 軽減措置・交付金交付措置の 2022 年度の実績は以下のとおり。※福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（4 分の 3 軽減・交付金）も含む。
 - 送付手数料・調査手数料の軽減：1,600 件
 - 予備審査手数料の軽減：66 件
 - 国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,583 件
- 大学等の試験研究機関に対する PCT 国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置の 2022 年度の実績は以下のとおり。
 - 送付手数料・調査手数料の軽減：2,119 件
 - 予備審査手数料の軽減：139 件
 - 国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：2,062 件

8. 相談業務による支援

(1) 知財総合支援窓口

INPIT は、中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る地域密着型の支援窓口として、「知財総合支援窓口」を 47 都道府県に設置。

知財総合支援窓口



<https://chizai-portal.inp it.go.jp/>

- 2022 年度の相談件数は、122,727 件。

(2) 産業財産権相談窓口

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、INPIT において無料で受付。相談については、窓口、電話、メー

ル、文書(手紙、ファックス)及びオンラインにて可能(付録「その他資料」12.参照)。

- 2022年度の相談件数は、23,361件。

(3)知的財産相談・支援ポータルサイト

産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要な情報をFAQ形式で提供。これらの情報はキーワードによる検索も可能。また、最も問合せが多い商標については、「かんたん商標出願講座」として、動画で分かりやすく解説しているほか、各種申請様式(様式見本)や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能。なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接相談窓口への問合せが可能。

- 2022年度のFAQ閲覧利用件数(産業財産権)は、338,968件。

(4)電子出願に関する相談支援

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト」において、申請書類の書き方ガイドやよくあるQ&A等、電子出願に役立つ情報を提供。また、電子出願の具体的な操作方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受付(付録「その他資料」12.参照)。

- 2022年度の相談件数は、9,515件。

(5)営業秘密・知財戦略に関する相談

INPITの営業秘密・知財戦略相談窓口及び関西知財戦略支援専門窓口では、全国の知財総合支援窓口と連携し、権利化／秘匿化の知財戦略や営業秘密レベルの企業情報の管理手法等に関する個別相談やセミナーにおける講師派遣要請に、実務経験を有する専門人材が対応。

- 2022年度は、営業秘密・知財戦略相談窓口では593件、関西知財戦略支援専門窓口では316件の相談対応を実施。
- 2022年度は、他の企業支援機関が主催する営業秘密管理等セミナーにおいて専門人材が33回の講演活動を実施。

(6)海外展開に関する相談

INPITの海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口では、海外駐在、又は知的財産実務の経験が豊富な民間企業出身の専門人材が知的財産リスクへの対応、知的財産権の取得・管理・活用、及び海外企業への技術移転等、事業展開の各ステージに応じた知的財産全般の様々な相談に無料で対応。

産業財産権相談窓口



https://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html

知的財産相談・支援ポータルサイト



<https://faq.inpit.go.jp/>

電子出願ソフトサポートサイト



<https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>

営業秘密・知財戦略相談窓口



<https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/>

関西知財戦略支援専門窓口



https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon_madoguchi/index.html

海外展開知財支援窓口



<https://faq.inpit.go.jp/global/service/>

- 2022年度は、海外展開知財支援窓口では627件、関西知財戦略支援専門窓口では189件の相談対応を実施。
- 海外ビジネスにおける知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についての理解を深めるため、他の企業支援機関が主催するセミナーにおいて専門人材が33回の講演活動を実施。

関西知財戦略支援専門窓口



https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon_madoguchi/index.html

(7) 農林水産業にかかる知的財産の相談体制の強化

農林水産省との相互協力により、各都道府県に設置する知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口との連携を図り、知財総合支援窓口における農林水産分野の知的財産に関する相談体制を整備。

さらに、知財総合支援窓口の相談担当者研修での農林水産省から農業分野における営業秘密にかかる講義や、普及指導員向けに農林水産省が主催した知的財産研修にINPITから農業分野における知財ミックスと地域振興策に関する講義を実施するなど、相談及び連携体制を一層強化・促進。

知財総合支援窓口



<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

9. 海外出願人への支援

(1) 特許庁サイトでの発信

海外ユーザー向けに、海外ユーザーが利用可能な特許庁の施策情報・最新統計情報等を発信。

- 2022年度は、The JPO Key Featuresを更新し、併せてThe Japan Timesで記事を配信。
- 2022年度は、The JPO Quick Readsとして、海外出願人にとって特に有益と思われる、海外アタッシェの紹介や特許、意匠に関する施策などを、48回定期的に発信。
- 2023年1月に特許庁公式LinkedInアカウントを開設し、海外向け情報発信の運用を開始。
- 海外企業の日本での特許活用の実例を紹介した資料を、特許庁ホームページの英語版に公開。

The JPO Key Features



<https://www.jpo.go.jp/e/news/keyfeatures/index.html>

The JPO Quick Reads



<https://www.jpo.go.jp/e/news/quickreads/index.html>

JPO Official LinkedIn



<https://jp.linkedin.com/company/Japan-patent-office>

Successful cases by obtaining patents in Japan



<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/successful-cases/index.html>

(2) 意見交換・イベント等での発信

海外出願人との意見交換やイベント等を通じて施策等を発信。

- 2022年度は、海外企業との意見交換を36件実施し、特許庁の審査や施策を発信。
- 2022年度は、約40の国際会議やイベント等において、海外出願人にとって有益な施策を発信。

The JPO invites companies and organizations to participate in our opinion exchange! - Let us know your questions, comments, suggestions, and concerns on Intellectual property (IP) -



<https://www.jpo.go.jp/e/support/general/opinion-exchange.html>

10. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

(1)2022年度の意見交換会の実績

今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーの戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催。

- 2022年度は、企業の経営者層や知的財産担当者との意見交換を延べ210件程度実施。

意見交換を希望する企業等を募集します!～皆さまのご意見・ご要望・お悩みをお聞かせください!～



<https://www.jpo.go.jp/support/general/opinion-exchange.html>

11. その他の支援

(1)知財経営の普及・実践支援

知財戦略構築の専門家等を企業に派遣し、経営における知財・無形資産の位置づけの可視化やそのための体制構築等を行うことを通じて、知財経営の普及・実践に必要な事項を調査し、その結果を報告書として公表。

- 2022年度は、10社に対して知財戦略構築の専門家等を派遣して行った調査の結果を事例集『知財経営の実践に向けたコミュニケーションガイドブック～経営層と知財部門が連携し企業価値向上を実現する実践事例集～』にまとめて公表。

「知財経営の実践に向けたコミュニケーションガイドブック～経営層と知財部門が連携し企業価値向上を実現する実践事例集～」について



https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_keiei_guide.html

(2)OIモデル契約書

従来の常識とされていた交渉の落とし所ではない新たな選択肢を提示した、「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書(OIモデル契約書)」を公表。

- 2022年度は、オープンイノベーションを成功させるための、良好なパートナーシップ構築において事業会社・スタートアップの双方が意識すべきポイントを「マナー」として紹介した、「事業会社とスタートアップのオープンイノベーション促進のためのマナーブック」を公表。

オープンイノベーションポータルサイト



<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

(3)知財活用アクションプラン

- 「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」「大学の知財活用アクションプラン」(2021年12月公表)について、イノベーションの加速化への貢献、知財経営の更なる定着化等を目的として2023年5月に改定版(「知財活用アクションプラン改定版」)を公表。同改定版に基づき、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において、大学シーズから社会実装まで一貫通貫の支援スキームの構築に向けた検討を予定。

「知財活用アクションプラン」を改定しました



<https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230524002/20230524002.html>

第6章

人材育成に向けた支援・施策

1. 知的財産人材の育成

(1) 知財教材・参考書の普及

知財人材を育成するための知財教材・参考書を作成し、特許庁・INPITウェブサイトでの提供、教材を用いたセミナーの開催などを実施し、普及を推進。

- 2022年度は、スタートアップの事業成長に必要となる知財戦略の設計と実装を担う知財人材の育成・拡充を目的として、「スタートアップの事業成長に貢献する知財人材のスキル・マインドセット」を作成。
- 実際に企業で起こった事例を用いた知財マネジメント人材育成教材を活用した「リアルな最新事例で学ぶ！強い経営・次の一手～知って得する知財マネジメント～」セミナーを東京、大阪など全国8箇所、オンライン3回を実施。

知財の教材・参考書



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/index.html>

知財マネジメント人材育成教材の提供



https://www.inpit.go.jp/jinzai/global/global_material.html

(2) 知財力開発校支援事業

特許庁及びINPITは、「明日の産業人材」である専門高校及び高等専門学校生徒・学生等を対象に、知的財産の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む取組を支援。

- 2022年度は、38校を支援校の対象として採択。

知財力開発校支援事業



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/coop/20191001.html>

(3) パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

高校生、高等専門学校生、大学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰(特許庁、INPIT、文部科学省、日本弁理士会共催、WIPO後援)。表彰された生徒、学生等に対して、応募作品について出願から権利取得まで支援。

- 2022年度は、パテント521件、デザイン639件の応募から、パテント30作品、デザイン31作品を優秀賞として選出。

パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト



<https://www.inpit.go.jp/patecon/>

(4) 弁理士の育成

弁理士試験及び特定侵害訴訟代理業務試験の実施、弁理士に対する懲戒処分の実施及び日本弁理士会と連携した研修の充実を通じて、弁理士の質の維持・向上に貢献。

弁理士試験



<https://www.jpo.go.jp/news/benrishi/index.html>

- 2022年末時点の弁理士数は11,743人、特許権等の侵害訴訟の代理業務を受任できる弁理士数は3,442人。

(5) 情報通信技術を活用した学習機会の提供

知的財産のe-ラーニングサイト「IP ePlat」では、知的財産に関する知識・能力などに対するニーズの多様化に応え、イノベーション力や知財を活用したビジネス力、知財マインドの高い人材育成への貢献をすべく、動画コンテンツをより一層充実化。

IP ePlat



<https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>

- 2022年度は、日本商工会議所と連携し、経営指導員へ知財の気づきを与える動画コンテンツを開発、配信を実施。
- ニーズに即した教材として、スタートアップ関連の動画コンテンツを開発、配信を実施。

(6) 調査業務実施者の育成

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査を請負う登録調査機関で調査を行う調査業務実施者になるための法定研修(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条)を実施。精度の高い調査を行う調査業務実施者の育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するため極めて重要。本研修の目標は、特許・検索実務に関する基本的知識の体系的な学習の他、実習や検索報告書作成を通じた、調査業務実施者に必要な基礎的能力の修得。

調査業務実施者育成研修(法定研修)



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/searcher/index.html>

- 2022年度実績 延べ受講者数：219名。

(7) 海外の知的財産人材育成機関等との連携

INPITでは、海外の知的財産人材育成機関等との連携・協力しており、特に、中国知識産権トレーニングセンター(CIPTC)、韓国の国際知識財産研修院(IIPTI)及びベトナム知的財産研究所(VIPRI)との間では協力覚書を締結し、連携・協力関係を構築。

知財人材育成機関との連携



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/suishin/index.html>

- 2022年度は、日中韓人材協力会合をIIPTI主催により、日中人材協力会合をINPIT主催によりオンライン形式で開催。また、ベトナム及びラオスにおいてセミナーを開催。

2. 知財功労賞

毎年、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を実施。両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称。

令和5年度「知財功労賞」について



https://www.jpo.go.jp/news/koho/tizai_koro/2023_tizai_kourou.html

- 2023年度は、経済産業大臣表彰として個人1名と企業等7者、また、特許庁長官表彰として個人3名と企業等14者を表彰。

第7章

特許庁における業務改善の取組

1. デザイン経営

(1) デザイン経営プロジェクト

2017年度に経済産業省・特許庁が開催した「産業競争力とデザインを考える研究会」において取りまとめた『「デザイン経営」宣言』において、行政においても「デザイン経営」を実践していくことの必要性が提言された。これを受け、特許庁では、2018年8月に「デザイン統括責任者(CDO)」を設置するとともに複数の「デザイン経営プロジェクトチーム」を立ち上げ、デザイン経営を実践。

特許庁デザイン経営プロジェクト



https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/index.html

① I-OPENプロジェクト

社会課題解決に取り組むスタートアップ企業、非営利法人、個人等のプレイヤーが、知財やビジネスに精通した専門家の伴走支援を受け、知財を活用しながら、社会課題解決を目指すプロジェクト。本プロジェクトの成果を、2025大阪・関西万博で世界に情報発信することを計画。

I-OPENプロジェクト



<http://www.i-open.go.jp>

- 2022年度は、上記伴走支援を新たに公募した上記プレイヤーに提供するとともに、これまでの支援実績を踏まえ、社会課題解決に取り組む際に役立つ知財に関わる知識やスキルの講義動画の作成、情報発信や、知財を活用して社会課題の解決に取り組む者同士がコミュニティを形成するためのプラットフォームづくりを実践。

② 中小企業支援

中小企業支援を共通項に、「支援施策の可能性の開拓」(テーマ1)と「デザイン経営と知的財産活動の普及啓発」(テーマ2)の2テーマで活動を実施。

中小企業のためのデザイン経営ハンドブック



https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/chusho.html

- 2022年度は、テーマ1では、産業財産権制度のステークホルダーへのリサーチによる課題把握、特許庁のミッション・ビジョンを踏まえた施策提案、テーマ2では、デザイン経営と知的財産活動の関係性の探究、企業等による取組事例の調査、デザイン経営実践支援ツールの開発等を実施。

2. 特許庁の情報システムにおける取組

(1) 特許庁のシステム開発

庁外ユーザーや庁内職員の利便性向上に向けて、電子出願システムをはじめ、様々な業務に情報システムを導入してきた。今後も、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」（2022年10月改定）に基づいてシステム構造の抜本的見直し等のシステム開発を予定。

「特許庁業務・システム最適化計画」の「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」への統合について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_tougou.html

- 2022年には、特許・実用新案で98.9%、意匠で94.2%、商標で84.9%の電子出願率を達成。
- 2023年1月、インターネット出願ソフトを利用した予納（電子現金による予納）開始に向けたシステム対応を完了。

(2) 特許庁業務におけるAI技術の活用に向けた取組

「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン」（以下、アクション・プラン）に基づき、特許庁の業務へのAI技術の適用可能性を検証。

特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン（令和4～8年度版）について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2022.html

- 2022年度は、2021年度の調査事業の結果及び有識者の意見等を踏まえ、新たなアクション・プラン（令和4～8年度版）を策定。
- 新たなアクション・プランに沿って、特許、商標及び意匠の計8つの業務をはじめとした各業務についてAI技術の導入を推進。

第8章

グローバルな知的財産環境の
整備に向けて

1. 多国間、二国会合における取組

(1)五庁 (IP5) 会合

日米欧中韓の知的財産庁によって2007年に創設された枠組み。特許分野における制度運用調和、審査結果の相互利用、審査の質の向上、特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等にて継続的に検討を実施。2012年以降、五庁ユーザーともハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を実施。

五庁 (IP5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/index.html>

- 2023年6月、第16回五庁長官会合を米国特許商標庁ホストにより米国のホノルルで開催。気候変動問題に対する知財の役割と、当該分野における五庁の協力の在り方について議論。また、日本国特許庁がリードするAI関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクトの成果物として、五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表が承認されるとともに、今後この表の詳細化について議論していくことに合意。

(2)意匠五庁 (ID5) 会合

日米欧中韓の意匠登録出願を扱う知的財産庁によって2015年に創設された枠組み。意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、年二回の定期会合の開催やプロジェクト形式による相互協力を実施。

意匠五庁 (ID5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/index.html>

- 2022年10月、第8回ID5年次会合を欧州連合知的財産庁 (EUIPO) ホストにより開催。既存の協力プロジェクトの成果と今後の方針の承認、新規協力プロジェクトの採択のほか、ユーザーセッションを開催。

(3)商標五庁 (TM5) 会合

日米欧中韓の商標登録出願を扱う知的財産庁によって2011年に創設された枠組み。各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として、年二回の定期会合や各種プロジェクトを通した五庁間の協力を推進するほか、ユーザーを対象としたイベントも開催。

商標五庁 (TM5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/index.html>

- 2022年10月、第11回TM5年次会合をEUIPOホストにより開催。今次会合はTM5が10周年を迎える記念すべき会合であり、今後の目標を採択するとともに、各庁の最新状況の共有や、既存の16の協力プロジェクト及び1つの新規提案プロジェクトについて、成果を含む進

捗状況の報告と今後の進め方などに関する活発な議論を実施。また、ユーザーセッションを開催。

(4)日ASEAN特許庁長官会合

日ASEAN特許庁長官会合は、我が国とASEAN各国の知的財産庁によって2012年に創設された枠組み。年度ごとの日ASEAN知的財産アクションプランの策定・レビューを行い、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を実施。

日ASEAN



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html>

- 2022年8月、第12回日ASEAN特許庁長官会合をマレーシアで開催。2022年度の日ASEAN知的財産アクションプランに合意。東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)からASEAN各国のAI/IoT関連発明の特許審査運用に関する調査(第2期)と特許情報の活用状況に関する調査の中間報告を実施。

(5)日中韓協力

日中韓特許庁間における協力や直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より日中韓特許庁長官会合を開催。また、三庁間協力の成果紹介や知財政策の議論の場として2013年より日中韓特許庁シンポジウムを開催。

日中・日中韓特許庁長官会合及びシンポジウムを開催しました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202212/2022120203.html>

- 2022年11月に同長官会合及び同シンポジウムをいずれもオンラインで開催。長官会合では、審判、人材、商標に加え商標シンポジウム、デザインフォーラムについて議論を実施。

(6)三極特許庁長官会合

1983年以来継続する、日米欧三極特許庁による枠組み。実務的な議論を行う場が五庁の枠組みへと移行されて以降は、長官会合及び長官ユーザー会合にて政策的な議論を実施。

三極(日米欧)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/index.html>

- 2022年11月に三極特許庁長官ユーザー会合及び第40回三極特許庁長官会合を、米国ノースカロライナ州ダーラムにて開催。今次長官ユーザー会合及び長官会合では、デジタル化への取組、日米欧において特許を多く生み出した産業(特許集約産業)に関する分析、中小企業支援、包摂的イノベーションについて議論。

(7)G7知財庁長官級会談

- 2022年のG7議長国であったドイツの呼びかけにより、2022年12

月、G7知的財産庁（G7知財庁）の長官級会談をオンラインで開催。G7知財庁の長官が一堂に会し、WIPOのタン事務局長もオブザーバーとして参加。

- 本会談では、知財に関するポジティブな文化の構築、模倣品及び海賊版との闘いに関する取組みに対してG7知財庁間で認識を共有し、共同声明を採択。

G7知財庁長官級会談が開催されました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202212/2022121201.html>

2. 国際フォーラムにおける取組

(1)世界知的所有権機関(WIPO)

ジュネーブに本部を置く、知的財産保護に関する国連の専門機関。加盟国数は、我が国を含め193であり、知的財産に関する諸条約の管理、国際出願制度の運用、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施。

- 2020年2月、特許庁は、環境技術の開発と普及を後押しすることを目的とした取組であるWIPO GREENにパートナーとして参加。2022年度も引き続き、WIPO本部、WIPO日本事務所(WJO)、日本のパートナーとも協力し、本取組の積極的な支援、環境技術の普及を継続的に実施。

WIPO



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/index.html>

(2)特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)

47か国の特許庁及び2機関で構成される先進国の枠組み。特許の実体的側面での制度調和に向けて主に新規性喪失の例外(グレースピリオド)、衝突出願(未公開先願)、先使用权、18か月出願公開、秘匿特権について議論を実施。

- 2022年9月、B+全体会合(オンライン)に参加。我が国を含む有志国が国内ユーザーを対象として実施した、特許制度調和に関するコンサルテーション結果が共有され、当該結果の比較分析実施を決定。

B+会合



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/b-plus/index.html>

(3)世界貿易機関(WTO)

WTO/TRIPS理事会では、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準(ミニマム・スタンダード)として機能する貿易関連ルールであるTRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)に関し、同協定に基づく義務の遵守状況の審査や、同協定に関する事項についての協議等を実施。

- 2020年10月以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防・封じ込め・治療に向けた、TRIPS協定上の一部の義務の免除を求める提案について精力的に議論が行われており、2023年3月時点で、我が国も継続的に議論に参画。

WTO/TRIPS



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wto/index.html>

(4)APEC における知的財産権専門家会合 (IPEG)

アジア太平洋地域の 21 か国・地域 (エコノミー) をメンバーとする APEC の知的財産権分野の専門家が集まり、専門的、具体的な検討を行う、貿易投資委員会の公式サブグループ。

APEC/IPEG



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/apec/ind ex.html>

- 2022年8月の第55回会合では、令和3年度特許法等改正における「口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化」や「海外からの模倣品流入への規制強化」等の日本の取組を紹介。
- 2023年2月の第56回会合では、グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (GXTI) に関する日本の取組を紹介。

3. 途上国等に対する取組

(1)世界知的所有権機関(WIPO)や

独立行政法人国際協力機構(JICA)と連携した国際協力

①FIT Japan IP Global

WIPOに支出している任意拠出金を基に信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global」(FIT Japan IP Global)を設置し、様々な取組を通じて、途上国における知的財産制度の整備に向けた支援を実施。

世界知的所有権機関 (WIPO) や独立行政法人国際協力機構 (JICA) と連携した国際協力



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developi ng/experts_workshops. html

- 1987年の創設以来36年間で、総額約9,500万スイスフランを拠出し、100か国以上を支援。

②専門家派遣

FIT Japan IP Globalに基づく取組を通じ、途上国における知的財産制度及び運用の整備のため、特許庁職員等を各国の特許庁等へ派遣。また、途上国の PCT、ハーグ協定、マドリッドプロトコルへの加入及び利用を促進するためのセミナーやワークショップへ、特許庁職員を講師として派遣し、我が国が条約加盟国として経験した条約加盟時の対応や運用整備に関する知見を共有。

- 2022年度までに400名以上の専門家を途上国へ派遣。

③セミナー、ワークショップ等の開催

FIT Japan IP Globalの事業として、知財の活用や知財意識の普及啓発等に関するセミナー、ワークショップ等を実施。また、フェローシッププログラムや知的財産修士プログラムへの支援を通じ、途上国における知的財産制度の発展を担う人材の育成に貢献。

④途上国へのIT 関連の支援

途上国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、我が国から WIPO への任意拠出金を財源とした FIT

Japan IP Global等を活用し、途上国のITインフラ整備を支援。

- 2022年度は、エジプト、フィリピン、アルゼンチンにおけるフルテキスト化プロジェクトのほか、アフリカ知的財産機関、スリランカ、タイ、マラウィにおける紙書類の電子化プロジェクトやエスワティニ、ケニア、ジンバブエ、アフリカ知的財産機関におけるデータ検証プロジェクト等の支援を実施。
- 2022年9～10月に、途上国知財庁におけるIT人材育成を目的としたオンライン研修を実施。

⑤技術協力

JICAが実施する事業を通じて、知的財産制度に関する専門家として特許庁職員を途上国に派遣し、知的財産制度の整備や人材育成を支援。

- 2021年3月からJPO職員1名を長期専門家としてベトナム国家知的財産庁へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施。
- 2021年5月からJPO職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産総局へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施。

(2)産業財産権人材育成協力事業

①途上国向け知財研修プログラムの実施

産業財産権人材育成協力事業の取組みとして、途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、知的財産関連行政庁、税関、民間企業者等をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的とした研修プログラムを実施。

- 1996年に事業を開始し2023年3月までの27年間で105か国5地域、7,690名の研修生が研修を修了。
- 2022年度は、16の研修コースを招へい及びオンラインにより実施し、48か国・機関から官民合わせて313名の研修生が研修プログラムを修了。
- 2022年度は、ブラジルとマレーシアの知財庁から1名ずつ長期研究生を招へい。

2022年度途上国人材育成研修



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/2022.html>

②フォローアップセミナーの開催

産業財産権人材育成協力事業の取組みとして、我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続、研修修了生間の連携を図り、各国国内における知的財産制度の普及啓発を支援することを目的に、我が国特許庁及び現地特許庁、並びに研修修了生で組織された同窓会の主催によるセミナーを開催。

- 2022年度は、カンボジア・インド向けのフォローアップセミナーを

Follow-up Seminars



<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/followup/index.html>

現地で開催し、研修修了生をはじめとした224名が参加。

4. 模倣品問題への対応

(1) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口

2004年 8月より政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、模倣品・海賊版対策に関する政府の一元的な相談窓口として主に権利者からの相談を受付。

- 2022年の相談・情報提供の受付件数は1,251件。近年の傾向としてはインターネット上の個人間取引に関する相談・情報提供が多く、2022年は494件。

政府模倣品・海賊版対策総合窓口



<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

(2) 模倣品対策に必要な情報の収集・提供

海外進出日系企業を支援するため、JETRO海外事務所等に知的財産担当調査員を配置し、現地において調査活動や相談対応を実施。さらに、諸外国別に「模倣被害実態調査」、「模倣対策マニュアル」、「知的財産権侵害判例・事例集」などを作成・公表しているほか、各地でセミナーも開催。

諸外国の被害実態・制度運用等調査（官民合同ミッション等支援事業）



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/shogaikoku.html>

(3) 消費者等に対する啓発活動

消費者意識の向上を目的として、2003年より国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施。

模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、冒認関係報告書等



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>

- 2022年度は、カワウソをモチーフにしたイメージキャラクター「カワンゾちゃん」を新たに作成。
また、イメージキャラクターに合わせてキャッチコピーを「絶対買わないぞ！コピー商品」に刷新。

コピー商品撲滅キャンペーン



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/campaign/kawanzo/>

5. グローバルなIT化に向けた取組

(1) 優先権書類の電子的交換

優先権書類を特許庁間で電子的に交換し、出願人による紙書類の提出を省略する取組を推進。現在、WIPO の「デジタルアクセスサービス (DAS)」を利用する特許庁との間で実施するもの及び日本国特許庁と台湾智慧財産局との間で実施するもの（二庁間PDX）の2つの手段により利用可能。

優先権書類の提出省略について（優先権書類の特許庁間における電子的交換について）



<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/index.html>

(2) グローバル・ドシエ

各国の特許出願の手续や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有や、ITを活用した新たな共通サービスの実現を目指す「グローバル・ドシエ構想」の下、五庁は、五庁が開発したドシエ情報を一括して参照可能なシステム「ワン・ポータル・ドシエ (OPD)」と、WIPOが開発したドシエ情報共有シ

五庁特許出願・審査情報の共有に向けた取組について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/godai_patent_kyouyu.html

システム「WIPO-CASE」とを接続し、グローバルなドシエ情報の共有システムとしてユーザーに提供。

- 2022年には、ドイツがWIPO-CASEの運用を開始。2023年4月時点で、五庁に加えて34の国・機関がWIPO-CASEに参加。

各国特許出願・審査情報の一般ユーザーへの提供について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/patent_user.html

6. 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

(1)交渉中のEPA

我が国は、日中韓 FTA、日トルコ EPA等の交渉を実施中。これらのうち日中韓 FTAは、我が国にとって主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とする FTAであり、3か国の GDP及び貿易額は、世界全体の約 20%、アジアの約 70%を占める。今後、2022年 1月 1日に発効した地域的な包括経済連携 (RCEP) 協定を上回る付加価値を付与すべく、引き続き、包括的、高水準かつ互恵的な協定の締結に向けて交渉を継続する予定。

第9章

産業財産権制度の見直しについての取組

1. 産業構造審議会知的財産分科会

(1) 特許制度小委員会

- 2022年度は、9月、11月、12月に小委員会を開催し、デジタル化・グローバル化の進展への対応、中小企業・スタートアップ・大学等の知財活用の更なる促進、特許庁自身の一層のデジタル化による業務の効率化の必要があるという問題意識の下、ユーザーの利便性の向上や知的財産の一層の活用促進のための特許制度の在り方について検討。また、議論の結果を報告書「知財活用促進に向けた特許制度の在り方」として取りまとめ、2023年3月に公表。

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/san-gyo-kouzou/shousai/tok-kyo_shoi/index.html

(2) 意匠制度小委員会

- 2022年度は、9月、11月、12月に小委員会を開催し、主として意匠の新規性喪失の例外適用手続について検討。また、議論の結果を報告書「新規性喪失の例外適用手続に関する意匠制度の見直しについて」として取りまとめ、2023年3月に公表。

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/san-gyo-kouzou/shousai/isho_shoi/index.html

(3) 商標制度小委員会

- 2022年度は、9月、11月、12月に小委員会を開催し、商標を活用したブランド戦略展開に資するものとして、主として「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和」、「コンセント制度の導入」、「Madrid e-Filingにより商標の国際登録出願をする際の本国官庁手数料の納付方法の変更」について検討。また、議論の結果を報告書「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて」として取りまとめ、2023年3月に公表。

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/san-gyo-kouzou/shousai/isho_shoi/index.html

(4) 財政点検小委員会

- 2022年度は、5月、11月に小委員会を開催し、決算及び予算の状況や、足下の出願実績等を踏まえた財政状況・今後の見通しについて、外部有識者が点検。また、特許特別会計に関する新たな情報開示物として、「特許特別会計レポート2022年度版」を取りまとめ、2023年2月に公表。
- 中小企業に対する審査請求料の減免制度について、資力等の制約があ

産業構造審議会知的財産分科会財政点検小委員会



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/san-gyo-kouzou/shousai/zai-seitenken_shoi/index.html

特許特別会計レポート2022年度版



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/document/tokubetukaikei/tokubetukaikei2022_r5_02.pdf

る者の発明奨励・産業発達促進という制度趣旨を踏まえ、一部件数制限を設ける見直しを検討。